

はじめに

我が国の年間自殺者数は、平成10年以降3万人を超える状態が続いていましたが、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づいた様々な取り組みの結果、平成22年以降は連続して減少しています。しかし、依然として2万人を超える水準で推移しており、更なる対策が求められています。

本市ではこれまで、「大切な あなたの命は 宝物」というキャッチフレーズを掲げて自殺予防週間や自殺対策強化月間等、機会を捉えて自殺予防及び対策に取り組んでまいりましたが、年間100人前後の人が自殺により亡くなっています。自殺は「追い込まれた末の死」であり、その多くは防ぐことのできる社会的な問題であると考えられます。



本計画は、自殺対策基本法に基づき、すべての市町村が策定する自殺対策計画であり、「誰も自殺に追い込まれることのない 助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」を基本理念に、2023年までに人口10万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率を、概ね24%減少させることを目標にしています。今後さらに、「自殺対策は『生きることの包括的支援』である」という視点から、庁内の各相談業務等を最大限に活用し、取り組んでまいります。

本市は中核市となり保健所を設置し、60万市民の目線に合った精神保健福祉の相談支援を実施するなど、関係機関・団体、企業と連携・協働しながら、一体となって自殺対策を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました川口市地域保健審議会及び川口市地域保健審議会部会の委員の皆様、市民意識調査・ヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

平成31年3月

川口市長 奥ノ木信夫

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景・趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	3
第2章	本市の自殺をとりまく状況	4
第1節	人口動態、福祉、就業等の状況	4
第2節	本市における自殺の現状	12
第3節	アンケート調査から見た状況	18
第4節	ヒアリング調査から見た状況	31
第5節	本市における自殺対策の主なポイント	37
第3章	計画の基本的な考え方	39
第1節	計画の基本理念	39
第2節	計画の基本方針	39
第3節	計画の数値目標	42
第4節	施策の体系	43
第4章	5つの基本施策	46
基本施策1	地域におけるネットワークの強化	46
基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	50
基本施策3	市民への啓発と周知	52
基本施策4	生きることの促進要因への支援	54
基本施策5	子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進	57
第5章	3つの重点施策	62
重点施策1	高齢者を対象とした取り組みの推進	62
重点施策2	勤労者を対象とした取り組みの推進	66
重点施策3	生活困窮者等への取り組みの推進	69
第6章	計画の推進	71
第1節	計画の推進体制	71
第2節	計画の進行管理と評価	71
資料編		73
1.	川口市地域保健審議会条例	75
2.	川口市地域保健審議会委員名簿	77
3.	川口市地域保健審議会部会委員名簿	78
4.	川口市自殺対策庁内連絡会議設置要綱	79
5.	策定経過	82
6.	自殺対策基本法	83
7.	自殺総合対策大綱	87